

～令和5年度～

青梅市医師会

【お知らせ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 令和5年6月1日～令和6年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの

- ・特定健康診査受診券
- ・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 市民（住民登録がある）の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項（特記事項）

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- ・受診の際には、健康保険証、特定健康診査受診券をご持参ください。

◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。